

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
1	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項	3日	—	法令のとおり	—	総務課
2	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第27条第4項	28日	—	法令のとおり	—	総務課
3	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定	地域再生法	第17条の7	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	総務課
4	地域再生推進法人の指定	地域再生法	第19条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	総務課
5	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	第91条第2項	3日	—	法令のとおり	—	総務課
6	議会の解散の請求代表者証明書の交付（第91条第2項の準用）	地方自治法施行令	第100条	7日	—	法令のとおり	—	総務課
7	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4	10日	—	設定している	—	財政課
8	船難報告書の認証	水難救護法	第10条第2項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
9	救護費用支給の申立に係る費用の決定	水難救護法	第15条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
10	売却、抵当及び質入れのための認可	水難救護法	第16条第4項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	危機管理課
11	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	危機管理課